

橋は即ち法然寺橋であらう。

ヒヤクシヨウマチ 百姓町 金澤の町名。

昔は上石浦村の村落が此の地に在つたのを、市中の擴張せられるに隨ひ、邑民も商人となり、村落は轉じて町地となつたから、その町名を百姓町と呼ぶといふ。

ヒヤクシヨウモチバヤシ 百姓持林 ↓ヒヤクシヨウモチヤマ 百姓持山。

ヒヤクシヨウモチヤマ 百姓持山 加賀藩の民有林は凡べて百姓持山といひ、その林況の佳良なるものを選定して准藩有の御林格とした。能登で享和元年以前字附百姓持山又は字附御林山といふたものは是である。同年一村一ヶ所の字附山を残して之を御林山となし、

他を百姓持山とした。(加賀の制は詳かでない)御林格たる百姓持山の七木は水火災に罹つた時又は土木の資材として伐採を出願する時は許可せられ、若し藩用に宛てた場合は相當の賠償を與へられ、その雜木下草は山役銀を納めて採取するを許された。又百姓持山の御林格たらざるものは、百姓持林とも百姓自分林とも言はれ、その七木の伐採手續が簡單であつた。百姓持林にして良材を有せぬものを柴山といひ、雜木をも有せざるものを野毛と稱し、百姓持林・柴山・野毛を混じて百姓稼山ともいひ、並びに山役銀を上納した。

ヒヤクスチビキ 百筋引 藩政時代に若い士達が、雨の夜などに稽古道場に集り、丑の刻までも百物計めたことをやり、豫て隔りたる所へ、燈油に集つた人数だけの燈心を立て、火を點じ、圍引で順番を定め、一人宛そこへ往つて一筋を消して來ることをいうた。百筋とは燈心の數の多いことをいふのであ

る。この事は明治初年でも正月の遊戯として尙行はれた。

ヒヤクニチギン 百日銀 前田光高の時、藩士の窮乏したものを救ふ爲に、資銀を京坂の商人に仰いて之を貸附したが、老侯利常は利銀の藩外に流出することを憂へ、城中の蓄財を出して之を貸與し、百日を限つて辨濟せしめる法を建てた。百日銀といふのはそれである。士人若し償ふこと能はざれば、衣食を節し若しくは秩祿を削いで上納せしめるのであつた。これは松梅齋の記する所であるが、果してこの事があつたなら、藩が諸士に貸銀をしたのは、之を濫賜とすべきである。

ヒヤクニングミ 百人組 寛永七年金澤城本丸の露地に敵寄屋を造つた時、鐵炮之者の中器量ある者百人を選び出し、一切の足輕役を免じ、佃源太郎を頭として、前田利常が直接に之を使役し、十一年玉泉院丸の露地を作つた際にも亦この百人組が使役せられた。今郊外泉野新から長坂新の間の畠地は、この百人組の組地のあつた所であるといはれる。

ヒヤクハチドウ 百八銅 ↓ジユウニドウ 十二銅。

ヒヤシヨ 火矢所 火矢細工等の役所。淺野川並木町の上に在つて、藩士小川氏兩家が之を司り、外に足輕若干が附屬してゐた。嘉永六年西洋火術方の起ると共に、この火矢所は廢せられた。

ヒユボウ 醫囃房 白山記に醫囃房阿闍梨が白山權現と和歌を附答したことを記し、その註に三井寺人也とあるが、恐らくは假設の人であらう。

ヒヨウ 兵 珠洲郡中(部落名)の内の小字

である。地圖に兵野とするものは誤であらう。

ヒヨウ 儀 加賀藩で米一俵の量は、天正十五年以前は三斗であるが、十六年以降は五斗になり、大正中に四斗になるまでこの制が繼いだ。

ヒヨウ 日用 能美郡粟津郷に屬する部落。

ヒヨウ 日用 羽咋郡熊野方郷に屬する部落。

ヒヨウガシラ 日用頭 藩用に供する日傭人足の提供を稼業とするものをいふ。割揚御定書萬治三年のものに『日用頭之儀、御當地町人之内町奉行申談、十二人極置候而、御城中其外所々御用召仕候日用人足爲出、裁許爲仕候。且又河北郡・石川郡之内、所々御曹請御用に召仕申候。日用人足右十二人之者裁許爲仕、其外御郡方御用者、其手先に而外之者に申付候事。』とある。

ヒヨウガハ 日用川 羽咋郡日用から發し、鹿島郡奥吉田を經、兼染に至つて七尾灣に入る。流域一四軒。

ヒヨウケヤシヨウ 表具屋小路 金澤の舊町名。今裏安江町三番丁に屬する。世々兵衛といふもの表具師を業としてこゝに居住したから、その横町をかく呼んだのである。

ヒヨウゴ 兵庫 羽咋郡呂知院内粟生保に屬する部落。寶泉寺所藏建武五年二月十三日平行兼寄進狀に『觀世音菩薩御寶前奉寄進所領能登國倭保南方兵庫村内田三百刈屋敷壹字御寶前』とある。越登賀三州志には、古へ兵庫を置いた所であらうとしてゐる。

ヒヨウゴセイテツシヨ 兵庫製鐵所 明治二年五月加賀藩士遠藤友治郎及び關澤孝三郎と、大聖寺藩士石川專輔の企畫した所で、播

磨兵庫の官地を借用し、關商より器械を購入し、加賀藩の投資四萬七千兩、大聖寺藩の投資三萬七千兩であつた。然るに翌年大聖寺藩は脱退し、四年十二月工場の未だ成就せぬ以前に、工部省は自ら之を經營することとし、後兵庫造船所と改め、十九年四月川崎正造に貸下げられて川崎造船所となつた。

ヒヨウザツシユウ 秘要雜集 一冊、大聖寺藩に關する舊記舊聞の蒐集である。一に雜話とも、聖城夜話とも、大聖寺領内雜話ともいひ、天明四年の著作であると思はれるが、寛政十一年の記事もあるのは、後に書き加へた所もあるであらう。聖藩雜話と題する異本は、特にそれが多い。著者不明。

ヒヨウダ 兵田 珠洲郡清水の内の小字。

ヒヨウタンダニガハ 飄蕩谷川 ↓ラゾウガハ 尾添川。

ヒヨウタンマチ 飄蕩町 金澤の町名。往昔は蘆屋町に屬したが、中古別に町名を立てたものである。龜尾記に、中頃まで此の附近が曠原で、瓢を作つてあつたからの名だといふが、文字に就いて説を爲したものであらう。

ヒヨウタンマチノテンジン 飄蕩町の天神 金澤飄蕩町崇禎寺の鎮守で、藩政の時は二月廿五日・九月廿五日は勿論、月次の廿五日に參詣が多く、神殿の裝飾美を盡くしたが、明治元年神佛混淆禁止の後、當寺の住職は觀世音であると申立てたので、佛堂に改めしめ、鎮守の名義を止めしめられた。

ヒヨウタンヤマ 飄蕩山 石川郡中川の最上流、越前大野郡との界にある山。高さ一六三七米。地質石英粗面岩。地圖にはフクベ山